大阪府条例第　　　号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

　大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （園舎及び園庭）  第三十四条　（略）  ２　（略）  ３　乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所  　（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であって次に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。  　一―八　（略）  ４―８　（略） | （園舎及び園庭）  第三十四条　（略）  ２　（略）  ３　乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所  　（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であって第二号から第八号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。  　一―八　（略）  ４―８　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

１－４